

## 平成15年度税制改正主要項目の適用時期

**Q** 平成15年度税制改正では、中小企業に関連の深い法人税・消費税・相続税等の多岐にわたり、いくつか重要項目が取り上げられましたが、これら各改正項目の適用期日はどうなっていますか。

**A** 平成15年度の税制改正のうち、中小企業に関係する注意を要する改正項目の適用期日は次のようになっている。

税目	改正項目	適用時期
法人税	自己資本50%以下の法人に対する同族会社留保金課税の停止	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度
法人税	留保金課税の5%軽減措置	平成15年4月1日から開始する事業年度
法人税 所得税	中小企業者に対する少額減価償却資産取得価額要件の引き上げ	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した資産
相続税	相続税税率の引き下げ	平成15年1月1日以後の相続から適用
贈与税	贈与税税率の引き下げ	平成15年1月1日以後の贈与から適用
相続税	相続時精算課税制度	平成15年1月1日以後の贈与から適用
相続税	住宅取得資金にかかる相続時精算課税制度	平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に贈与により取得する金銭について適用
登録 免許税	不動産にかかる登録免許税の引き下げ	平成15年4月1日以後の登記から適用

所得税	株式譲渡益申告分離課税 優遇税率	平成15年1月1日から平成19年12月31日の 間における上場株式の譲渡について適用
所得税	株式譲渡損失の繰越控除	平成15年1月1日以後の譲渡により生じた損失 について適用
消費税	免税点適用上限の引き下 げ	平成16年4月1日以後に開始する課税期間
消費税	簡易課税制度適用上限の 引き下げ	平成16年4月1日以後に開始する課税期間
消費税	取引価格総額表示	平成16年4月1日
法人 事業税	外形標準課税	平成16年4月1日以後に開始する事業年度
所得税 住民税	配偶者特別控除上乘せ部 分の廃止	平成16年分以後の所得税 平成17年分以後の個人住民税

## インフォメーション

### 組合会計・法律相談のご案内

- 東京都中央会 -

東京都中小企業団体中央会では、専門家による組合運営に関する会計並びに法律の特別相談を実施しています。相談料は無料です。12月の相談日は以下のとおりです。相談ご希望の場合には、必ず事前に下記要領でお申し込みください。

**相談日時** 原則として、金曜日の午後1時30分から4時30分までです。  
なお、都合により日程を変更することもありますので、予めご了承ください。

平成15年12月分 会計相談 5日(金) 19日(金)  
法律相談 12日(金)

**相談場所** 東京都中小企業会館9階 東京都中小企業団体中央会「情報室」  
**申込方法** 必ず事前に電話・FAX・eメールで下記までお申し込みください。  
**申込先** 東京都中小企業団体中央会 情報室  
TEL 03-3542-0386 FAX 03-3545-2190  
eメール: tochu@tokyochuokai.or.jp